

総量規制って何？

2010年12月21日号

平成18年12月に貸金業法が改正され、22年6月18日に完全施行となりました。改正のポイントは二つあり、一つは金利体系の適正化、いわゆるグレーゾーン金利の撤廃であり、もう一つが総量規制の導入です。

総量規制とは、過剰な貸付けを抑制するため、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている者については新規の貸付けを禁止するものです。貸金業者とは、消費者金融、クレジット会社を指し、銀行は対象となりません。また、住宅ローンや自動車ローンも総量規制の対象外です。しかし、複数の貸金業者から借入がある場合は、1社だけでなく、全ての貸金業者からの借入の合計が年収の3分の1以内であることが必要です。

既に年収の3分の1を超える借入がある場合でも、新規の借入ができなくなるだけで、直ちに年収の3分の1までの返済を求められるわけではありません。

借りては返す自転車操業状態ではいずれ行き詰まりますので、早めにご相談ください。